

発議案第 3 1 号

八千代市子どもの権利条例の制定に向けて取り組むことを求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	植 田 進
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

子どもの権利条例の制定に向けて取り組むことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市子どもの権利条例の制定に向けて取り組むことを求める
決議

1989年11月の第44回国連総会において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本は1994年に批准した。同条約は、18歳未満の児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。一般原則として、①生命、生存及び発達に対する権利、②子供の最善の利益、③子供の意見の尊重、④差別の禁止を掲げ、また、大きく分けて4つの子供の権利、すなわち「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」を定めている。

子どもの権利条約の批准後、多くの自治体では同条約の理念を踏まえ、子供の権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されている。

2021年10月現在では52自治体が子供の権利に関する条例を制定しており、そのほかにも、子供の権利の救済のために、オンブズマンや権利擁護委員会等、条例で公的第三者機関を立ち上げた自治体などもある。本市においても、子供の権利を明確に定めるために、条例制定に向けて取り組むべきである。

よって、本市において、子どもの権利条例の制定に向けて取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年12月22日

八千代市議会